

にいがた元気プロジェクト規約

1 総則

(名称)

第1条 本会はいいがた元気プロジェクトと称する。

2 目的

(目的)

第2条 本会は私たち一人ひとりが「にいがた」を誇れるものにするを目的とする。

(活動概要)

第3条 本会は国際・全国に「にいがた」を発信し、地域活性化に関わる事業活動への協同や参画・市民活動の支援を行うものとする。

3 会員

(にいがた元気プロジェクト会員)

第4条 本会は、第2条における目的に賛同して入会した個人及び団体をにいがた元気プロジェクト会員とする。

2 にいがた元気プロジェクト正会員は、それぞれ、委員会に参加することとする。

(入会)

第5条 にいがた元気プロジェクト会員として入会しようとする個人または法人は、別に定める入会申込書を事務局に提出しなければならない。

(年会費)

第6条 にいがた元気プロジェクト会員は次の年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 20,000 円
 - (2) 賛助会員 法人：12,000 円 個人：6,000 円
- 2 既納の年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(更新)

第7条 会員の更新は年1回とし、会員たる期間は1月初日から12月末日までとする。ただし、2018年8月27日以降に入会した会員は、入会日から1年間までを会員たる期間とする。

(議決権)

第8条 にいがた元気プロジェクト正会員は各1個の議決権を有する。

2 にいがた元気プロジェクト正会員は、議決権の行使を委任することはできない。

3 総会後に入会した場合は議決権を有するのは次年度からとする。

(届出)

第9条 にいがた元気プロジェクト会員は届出事項のいずれかに変更があった場合は、速やかに事務局に届けなければならない。

(退会)

第10条 にいがた元気プロジェクト会員は、別に定める退会申込書を事務局に提出することにより、随時本会を退会することができる。

(資格の喪失)

第11条 にいがた元気プロジェクト会員は、次の各号の一の該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員の本人が死亡したとき
- (3) 法人や団体が解散又は破産したとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき

4 役員等

(役員)

第12条 本会の役員として会長、副会長、理事、法制顧問を置く。

2 前項に定める役員数は次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上3名以下
- (3) 理事 10名以上20名以下
- (4) 法制顧問 1名

(役員の任期)

第13条 役員は1年ごとに改選を行うものとし、役員の任期は選任された理事会から次の改選を行う理事会までとする。ただし、役員本人から退任の申し出がない場合及び理事会から異議がない場合は自動的に1年間、任期を更新するものとする。

2 役員に欠員が生じたときは、理事会の議決によって補充選任を行うことができる。その場合の任期は、欠員が生じた役員の任期と同様とする。

3 前項の規定により補充選任を行った場合は、直近の総会で報告しなければならない。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は次に定める通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長の補佐し、本会を執行する。
- (3) 理事は、会長を補佐するとともに、本会の事務を統括し、運営・企画にあたる。
- (4) 法制顧問は、本会の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。

(役員の選任)

第15条 役員を選任は次により行う。

- (1) 理事・法制顧問は、理事会の議決によって選任する。
- (2) 会長及び副会長は理事の互選によって決定する。
- (3) 理事会員は理事2名以上の推薦により選任する。

5 会議

(会議)

第16条 本会の会議は、理事会及び総会とする。理事会は第12条(1)(2)(3)の会長・副会長・理事をもって構成し、総会は総会開催日時点で入会している第4条のにいがた元気プロジェクト会員をもって構成する。ただし、理事の過半数の同意により、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

2 理事会は、月1回開催するほか、必要に応じて会長が招集する。

3 総会は、年1回開催するほか、必要に応じて会長が招集する。

(会議の運営)

第17条 会議は構成員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意で決定する。

2 可決同数の場合は会長の同意で決定する。

(理事会の議事)

第18条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 委員会に付議すべき事項
- (2) 理事の選任
- (3) にいがた元気プロジェクト会員から提案された事項
- (4) 次条に掲げる委員会の設置、変更、廃止
- (5) その他本会の運営及び事業に関する事項

(総会の議事)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事の承認
- (2) 次条に掲げる委員会の設置、変更、廃止の承認
- (3) その他本会の運営及び事業に関する事項の承認

(委員会)

第20条 理事会は、本会に、第2条に掲げる目的の達成に向けて、共に議論し、実践行動を行うため、委員会を設置することができる。

- 2 各委員会には、委員長を置き、活動を統括する。
- 3 委員長は、理事の中から決定する。

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を当分の間、株式会社アシスト(新潟県新潟市中央区花町2069新潟花町ビル5F)に設置する。

- 2 事務局長は、理事会において理事の中から決定する。
- 3 事務局長は、事務局を統括する。

6 報酬

(報酬)

第22条 本会の活動にかかるにいがた元気プロジェクト会員、役員の報酬は無報酬とする。

7 特別会員

(資格)

第23条 本会は、第2条における目的に賛同して、理事会が事業を進めるうえで必要と認める個人及び団体を特別会員とする。

(特典と効力)

第24条 特別会員は、年会費を免除されるものとする。

- 2 特別会員は、理事会に対し意見や助言をすることができる。
- 3 特別会員は、議決権を有さない。
- 4 特別会員は、総会へ出席することができる。
- 5 特別会員は、本会名を使い活動することができる。ただし、活動内容は理事会に報告しなければならない。

(任期および退会、資格の取り消し)

第25条 特別会員の任期は、毎年12月末日までとする。再任する場合は理事会の承認を必要とする。

- 2 理事会による承認のうえ、別に定める退会申込書を事務局に提出することにより、随時本会を退会することができる。
- 3 理事会は、著しく社会模範にもとる行為を行った場合、特別会員の資格を取り消すことができる。

8 会計

(本会の経費)

第26条 本会の経費は、年会費及びその他の収入をもって充当する。

(特別会計)

第27条 本会は必要に応じて特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

9 その他

(会報等)

第29条 理事会の活動内容や議事等を会員に広く周知するため、会報などを発行する。

(規約の改正)

第30条 この規約の改正は、理事会において出席者の3分の2以上の賛同を得なければならない。

(その他に関する事項)

第31条 この規約に定めるもののほか、本会に必要な事項は、会長が別に定める。

付則 この規約は2017年9月1日から施行する。

2 2018年8月27日 一部改正施行する。